

「北上市こども計画」 策定方針

『“うきうき”“わくわく”する「こどもまんなか社会」の実現を目指して』



令和6年3月
北上市

1 名称及び期間

- (1) 計画の名称 北上市こども計画
- (2) 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日

2 策定の趣旨

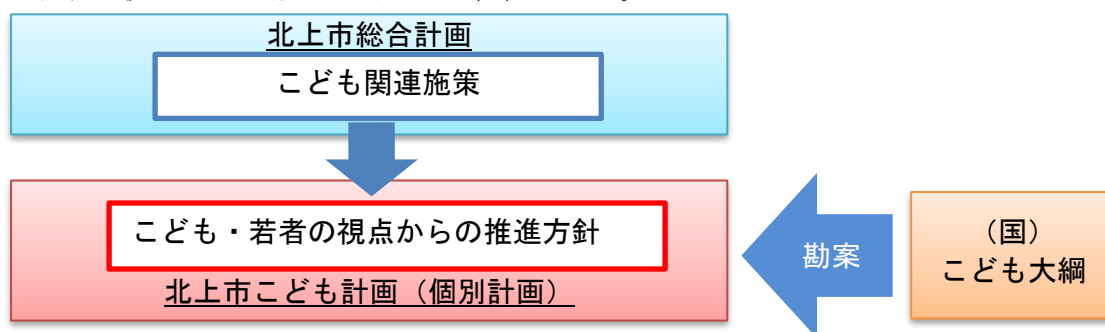
令和5年4月1日に施行されたこども基本法において、市町村はこども大綱を勘案して、こども施策についての計画（こども計画）を定めるよう努めるものとされた。

当市の子育て関連の施策についての計画としては、第2期北上市子ども・子育て支援事業計画があるが、本計画は令和6年度末に終期を迎えることとなる。

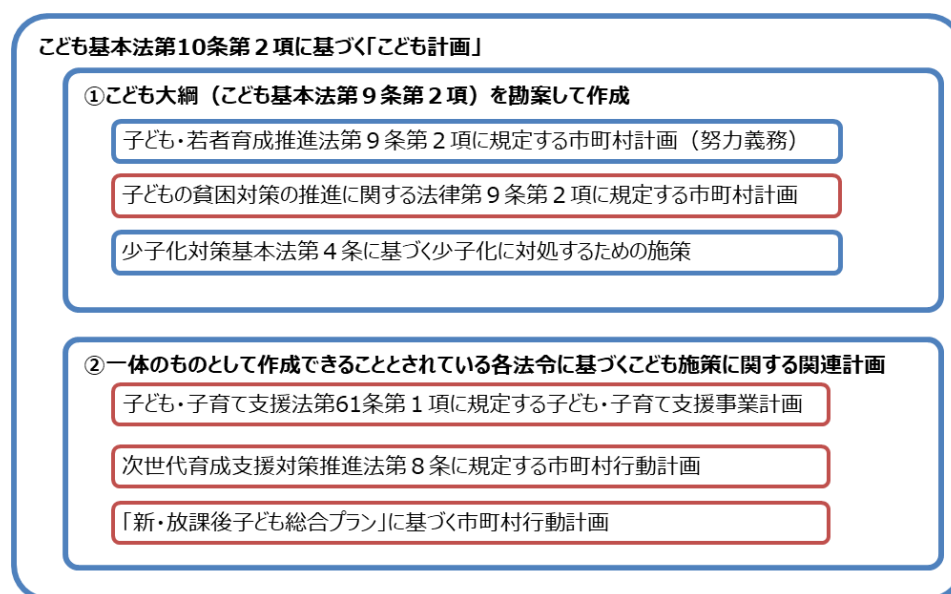
これまで子ども・子育て支援事業計画により進めてきた子育て支援だけでなく、ヤングケアラー対策や結婚支援など、子ども・若者を取り巻く課題に対応するため、こども計画を策定しようとするものである。

3 計画の位置付け

北上市総合計画に掲げる将来の都市像の実現に向け、総合計画や各個別行政計画との整合性を図りつつ、総合計画に掲げるこども関連施策に全体として統一的に横串を刺し、こども・若者の視点からの推進方針として位置付ける。



こども計画は、「①こども大綱を勘案して作成」する3つの計画と、「②一体のものとして作成できるとされている各法令に基づくこども施策に関する計画」として3つの計画を一体のものとして策定する。



※赤枠囲いは、第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の範囲

4 策定の視点

(1) こども大綱に沿った施策の推進

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現を目指して、大綱で示された「基本的な方針」「重要事項」「必要な事項」に沿った施策を推進していく。

【こども大綱】より

<基本的な方針>

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

<重要事項>

- ①ライフステージを通じた重要事項
 - ・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
 - ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - ・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - ・こどもの貧困対策 ・障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- ②ライフステージ別の重要事項
 - ・こどもの誕生前から幼児期まで ・学童期・思春期 ・青年期
- ③子育て当事者への支援に関する重要事項
 - ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ・地域子育て支援、家庭教育支援
 - ・共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - ・ひとり親家庭への支援

<必要な事項>

- ①こども・若者の社会参画・意見反映
- ②こども施策の共通の基盤となる取組
- ③施策の推進体制等

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

(2) **こども・若者の意見や視点を大切にした計画**

「こどもまんなか社会」の当事者であるこども・若者の意見や視点を大切にし、計画に反映させていく。

(3) **北上市の地域特性を考慮した計画**

「こどもまんなか社会」を北上市で実現するために、北上市の年齢別人口、産業構造、地理的事情など、地域の特性を考慮した計画とする。

(4) **こども関連施策・現行事業の再整理**

総合計画のアクションプラン、各種個別行政計画について、「こども施策」という横串を刺し、「こどもまんなか社会」という切り口で関連施策・現行事業を再整理する。

(5) **組織横断的な推進体制の検討**

「こどもまんなか社会」を実現するため、全庁を挙げて組織的に施策を推進する体制を検討する。

5 計画の策定体制

(1) **外部の検討体制**

現行のこども・子育て会議のメンバーを充てる策定委員会を設置する。必要に応じて関係者からの意見聴取や資料提供も可能とする。

＜参考＞北上市こども・子育て会議メンバー構成

1号委員	児童福祉団体から推薦を受けた者	北上市民生委員児童委員協議会
2号委員	事業者団体から推薦を受けた者	北上商工会議所
		北上工業クラブ
3号委員	労働者団体から推薦を受けた者	連合岩手北上地域協議会
4号委員	こども・子育て支援に関する事業に従事する者	北上市民間立保育園連絡協議会
		岩手県私立幼稚園・認定こども園 連合会中部地区北上地区会
		北上市学童保育連絡協議会
5号委員	子どもの保護者	岩手県私立幼稚園・認定こども園 中部地区PTA連合会
		私立保育園PTA
		北上市PTA連合会
6号委員	学識経験を有する者	盛岡大学短期大学部
		専修大学北上福祉教育専門学校
7号委員	公募による市民	若干名

(2) 内部の検討体制

副市長をトップとするこども施策に関連する部等の長による検討会議を設置するとともに、必要に応じて関連する課等の長による幹事会を設置する。

<検討会議の構成（案）>

検討会議	幹事会
企画部	政策企画課
財務部	財政課
まちづくり部	地域づくり課、生涯学習文化課
福祉部	国保年金課、障がい福祉課
健康こども部	こども家庭センター
商工部	産業雇用支援課
教育部	総務課、学校教育課

※事務局は、健康こども部子育て支援課

(3) こども・若者、子育て当事者の意見

多様な方法により当事者の意見を的確に把握し、計画に反映させる。

<意見聴取の手法の例>

ワークショップ、オンライン会議、SNS、アンケート、学校・施設訪問など

(4) その他の意見聴取

パブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を求め、寄せられた意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、意見に考慮した計画策定を行う。

(5) 調査・計画策定支援業務委託

計画策定を効率的・効果的に進めるとともに、現状調査、分析、計画策定において専門性・実効性を確保するため、調査及び計画策定に係る支援業務を委託する。

特にも、「4 策定の視点」で掲げた「(2) こども・若者の意見や視点を大切にした計画」と「(3) 北上市の地域特性を考慮した計画」については、業者の持つ専門性、ノウハウを活用することとし、業者選定において評価項目とする。

(6) 事務局検討作業

子育て支援課で計画案の検討作業を進めるにあたっては、国において今後策定される「こども計画策定ガイドライン」や「こどもまんなか実行計画」のほか、国、県等の動向も踏まえる。

6 計画策定スケジュール

令和6年3月	庁議（策定方針決定）
令和6年4月	プロポーザル公示
令和6年5月	業者選定、契約締結、第1回検討会議（調査手法）
令和6年6月	第1回策定委員会（調査手法）、調査作業（～6年9月）
令和6年9月～10月	中間報告（第2回策定委員会、三役協議、議会全員協議会）
令和6年10月～	分析・素案作業（～7年2月）
令和6年11月～12月	素案協議（第2回検討会議、第3回策定委員会）
令和7年1月	議会全員協議会説明
令和7年2月	パブリックコメント
令和7年2月～3月	計画案協議（第3回検討会議、第4回策定委員会）
令和7年3月	庁議（計画決定）